

# 新規上場申請のための四半期報告書

(第8期第2四半期)

自 2019年6月1日

至 2019年8月31日

株式会社ビザスク

# 目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報 .....	1
第1 企業の概況 .....	1
1 主要な経営指標等の推移 .....	1
2 事業の内容 .....	3
第2 事業の状況 .....	4
1 事業等のリスク .....	4
2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 .....	4
3 経営上の重要な契約等 .....	5
第3 提出会社の状況 .....	6
1 株式等の状況 .....	6
(1) 株式の総数等 .....	6
(2) 新株予約権等の状況 .....	7
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等 .....	11
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移 .....	11
(5) 大株主の状況 .....	12
(6) 議決権の状況 .....	13
2 役員の状況 .....	14
第4 経理の状況 .....	15
1 四半期財務諸表 .....	16
(1) 四半期貸借対照表 .....	16
(2) 四半期損益計算書 .....	17
第2 四半期累計期間 .....	17
(3) 四半期キャッシュ・フロー計算書 .....	18
2 その他 .....	22
第二部 提出会社の保証会社等の情報 .....	23

[四半期レビュー報告書]

## 【表紙】

【提出書類】	新規上場申請のための四半期報告書
【提出先】	株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 宮原 幸一郎 殿
【提出日】	2020年2月3日
【四半期会計期間】	第8期第2四半期（自 2019年6月1日 至 2019年8月31日）
【会社名】	株式会社ビザスク
【英訳名】	VisasQ Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長CEO 端羽 英子
【本店の所在の場所】	東京都目黒区青葉台四丁目7番7号 住友不動産青葉台ヒルズ9F
【電話番号】	03-6407-8405
【事務連絡者氏名】	取締役CFOコーポレートグループ長 安岡 徹
【最寄りの連絡場所】	東京都目黒区青葉台四丁目7番7号 住友不動産青葉台ヒルズ9F
【電話番号】	03-6407-8405
【事務連絡者氏名】	取締役CFOコーポレートグループ長 安岡 徹

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次		第8期 第2四半期累計期間	第7期
会計期間		自2019年3月1日 至2019年8月31日	自2018年3月1日 至2019年2月28日
営業収益	(千円)	433,475	614,204
経常利益	(千円)	20,686	24,075
四半期(当期)純利益	(千円)	11,858	27,488
持分法を適用した場合の投資利益	(千円)	—	—
資本金	(千円)	18,682	18,682
発行済株式総数		7,685,000	95,000
普通株式	(株)	—	21,000
A優先株式		—	37,700
A-2種優先株式			
純資産額	(千円)	58,658	46,170
総資産額	(千円)	528,266	480,628
1株当たり四半期(当期)純利益金額	(円)	1.54	3.58
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額	(円)	—	—
1株当たり配当額	(円)	—	—
自己資本比率	(%)	11.0	9.6
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	79,818	46,678
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△6,469	△47,257
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△11,772	△16,668
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高	(千円)	301,093	240,764

回次		第8期 第2四半期会計期間
会計期間		自2019年6月1日 至2019年8月31日
1株当たり四半期純利益金額	(円)	△0.47

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社を有していないため記載しておりません。
4. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
5. 当社は、第7期第2四半期累計期間については四半期財務諸表を作成していないため、第7期第2四半期累計期間に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
6. 1株当たり配当額については、配当実績がないため記載しておりません。

7. 第8期第2四半期会計期間及び第2四半期累計期間の四半期財務諸表並びに第7期事業年度の財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第211条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビュー及び監査を受けております。
8. 2019年8月9日開催の取締役会決議により、2019年8月30日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っておりますが、前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期（当期）純利益金額を算定しております。

## 2 【事業の内容】

当第2四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第2四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

### 2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において判断したものであります。なお、当社は、前第2四半期累計期間については四半期財務諸表を作成していないため、前年同四半期累計期間との比較分析は行っておりません。

#### (1) 財政状態及び経営成績の状況

当第2四半期累計期間における我が国経済は、米中間の貿易摩擦が継続しているものの、国内の企業収益は非製造業を中心として高い水準を維持し、また、雇用情勢は引き続き着実に改善しております。

当社が属する情報・サービス系の産業においても、好調な企業業績と益々高まる情報の重要性に支えられ、概ね良好な事業環境が継続しました。BtoB情報プラットフォーム市場の売上高規模は、2019年1月～7月の合計で1,835億円（前年同期比1.3%増加）となり、着実に成長しております（経済産業省「特定サービス産業動態統計調査（2019年7月公表）」）。

このような状況の下、当第2四半期会計期間における知見プラットフォーム事業は、順調に成長を続けております。特に、フルサポート形式のスポットコンサル設営サービス「ビザスクinterview」においては、継続的な法人クライアント基盤の拡大に注力しており、その他サービスでは、UI/UXの継続的な改善・向上等の様々な施策を継続しております。

以上の結果、当第2四半期会計期間末時点で国内登録者数（注）は8.2万人を超え、また、当第2四半期累計期間における当社のアレンジしたフルサポート形式のスポットコンサルによる知見提供取引の件数（「ビザスクinterview」のみ）は約5.8千件、取扱高は知見プラットフォーム事業全体で702百万円となり、当第2四半期累計期間における営業収益は433,475千円、営業利益24,710千円、経常利益20,686千円、四半期純利益11,858千円となりました。

なお、当社は知見プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

（注）「国内登録者数」は、当社日本語webサイトにて登録をした人数の合計であります。国内登録者は、知見を提供する個人（アドバイザー）と、これを求める個人（「ビザスクlite」における依頼者。また、「ビザスクlite」を活用するための契約を締結した法人に所属し、当該契約に基づき登録された個人を含む。）に分かれております。いずれの登録者もアドバイザーとしてフルサポート形式「ビザスク」及びセルフマッチング形式「ビザスクlite」で活動することができ、また、依頼者として「ビザスクlite」を利用することができます。

#### （資産）

当第2四半期会計期間末における資産合計は528,266千円となり、前事業年度末より47,638千円増加しました。これは主に、事業規模の拡大により現金及び預金等が増加したことにより流動資産合計が51,671千円増加したことによるものです。

#### （負債）

当第2四半期会計期間末における負債合計は469,607千円となり、前事業年度末より35,150千円増加しました。これは主に、事業規模の拡大により法人クライアントから収受する前受金が増加したことにより流動負債合計が43,484千円増加したことによるものです。一方、借入金の約定弁済により固定負債は8,334千円減少しました。

#### （純資産）

当第2四半期会計期間末における純資産合計は58,658千円となり、前事業年度末より12,487千円増加しました。これは当第2四半期累計期間に四半期純利益11,858千円を計上したことのほか、新株予約権を発行したことによる新株予約権の増加629千円によるものであります。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末と比べて60,329千円増加いたしました。当第2四半期累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは、79,818千円の収入となりました。これは主に、税引前四半期純利益16,618千円の計上、減価償却費7,252千円の計上、売上債権の減少額18,431千円、前受金の増加額28,965千円などによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは、6,469千円の支出となりました。これは、組織拡大に伴い取得した情報機器に係る有形固定資産の取得による支出によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは、11,772千円の支出となりました。これは主に長期借入金の返済による支出8,334千円及び自己新株予約権の取得による支出4,067千円によるものです。

(3) 経営方針・経営戦略等

当第2四半期累計期間において、経営方針・経営戦略等に重要な変更はありません。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期累計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。



### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

###### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	30,740,000
計	30,740,000

###### ②【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在発行数(株) (2019年8月31日)	提出日現在発行数(株) (2020年2月3日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	7,685,000	7,685,000	非上場	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	7,685,000	7,685,000	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

第12回新株予約権

当社はストック・オプション制度に準じた制度として第12回新株予約権を発行しております。

株式会社walkntalkは、当社の現在及び将来における当社又は当社の子会社・関連会社の役員に対する中長期的な企業価値向上へのインセンティブ付与を目的として、2019年5月31日開催の定時株主総会決議に基づき、2019年6月4日付で平林芳彦氏を受託者として「新株予約権信託」（以下「本信託（第12回新株予約権）」という。）を設定しており、当社は本信託（第12回新株予約権）に基づき、同氏に対して、2019年6月6日に第12回新株予約権を発行しております。

本信託（第12回新株予約権）は、当社又は当社の子会社・関連会社の取締役、監査役及び従業員に対して、その功績に応じて、同氏が、受益者適格要件を満たす者に対して、第12回新株予約権2,516個（本書提出日現在1個当たり50株相当）を分配するというものであり、既存の新株予約権を用いたインセンティブ・プランと異なり、当社又は当社の子会社・関連会社の取締役、監査役及び従業員に対して、将来の功績評価を基に将来時点でインセンティブの分配の多寡を決定することを可能とし、より一層個人の努力に報いることができるようにするとともに、将来採用された当社又は当社の子会社・関連会社の取締役、監査役及び従業員に対しても、関与時期によって過度に差が生じることなく同様の基準に従って新株予約権の分配を可能とするものであります。第12回新株予約権の分配を受けた者は、当該第12回新株予約権の発行要項及び取扱いに関する契約の内容に従って、当該新株予約権を行使することができます。

本信託（第12回新株予約権）は1つの契約（A01からA02まで）により構成され、それらの概要は以下のとおりであります。

名称	新株予約権信託
委託者	株式会社walkntalk（※）
受託者	平林 芳彦
受益者	受益者適格要件を満たす者（受益者確定事由の発生後一定の手続を経て存在するに至ります）。
信託契約日（信託契約開始日）	2019年6月4日
信託の種類と新株予約権数	(A01) 1,258個 (A02) 1,258個
信託期間満了日	(A01) 上場後2年が経過する日または受託者が本新株予約権を保有しなくなった日のいずれか早い日 (A02) 上場後3年が経過する日または受託者が本新株予約権を保有しなくなった日のいずれか早い日
信託の目的	当初、委託者から受託者に対して金銭が信託されましたが、受託者による第12回新株予約権の引受け、払い込みにより、現時点でA01～A02までのそれぞれにつき、第12回新株予約権2,516個（本書提出日現在1個当たり50株相当）が信託の目的となっております。
受益者適格要件	当社又は当社の子会社・関連会社の取締役、監査役及び従業員のうち、当社の社内規程等に定める一定の条件を満たす者を受益候補者とし、当社が指定し、本信託（第12回新株予約権）に係る信託契約の定めるところにより、受益者として確定した者を受益者としします。

※ 株式会社walkntalkは、代表取締役社長CEOの端羽英子の資産管理会社であります。端羽英子は株式会社walkntalkの代表取締役であり、同社の株式を100%保有しております。

第12回新株予約権の概要は以下のとおりであります。

決議年月日	2019年5月31日
付与対象者の区分及び人数（名）	社外協力者 1
新株予約権の数（個）※	2,516（注）2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 2,516（注）2
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	12,500（注）3、4
新株予約権の行使期間※	自 2020年6月1日 至 2029年6月5日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 12,750 資本組入額 12,750
新株予約権の行使の条件※	<p>① 本新株予約権の割当を受けた者（以下、「受託者」という。）は、本新株予約権を行使することができず、かつ、発行要項に別段の定めがある場合を除き、受託者より本新株予約権の付与を受けた者（以下、「本新株予約権者」という。）のみが本新株予約権を行使できることとする。</p> <p>② 本新株予約権者は、2020年2月期から2022年2月期までのいずれかの期において、当社の損益計算書に記載された営業収益（当社が連結財務諸表を作成することとなった場合には、連結損益計算書の営業収益を参照する。）が9.5億円を超過した場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。</p> <p>③ 本新株予約権者は、割当日から2年までの間において、当社普通株式の価額（下記(a)から(d)に掲げる各事由が生じた場合に、判定される最新の金額とする。）が、行使価額に500%を乗じた額（ただし、（注）3、4において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を一度でも上回った場合に限り、本新株予約権を行使することができる。</p> <p>(a) 当社普通株式の発行等が行われた場合における当該払込金額。</p> <p>(b) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、普通株式の売買その他の取引が行われたときの当該取引価格。</p> <p>(c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合以降、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値。</p> <p>(d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、DCF法等の方法により評価された株式評価額。</p> <p>④ 本新株予約権者は、本新株予約権行使時点で、現在から将来にわたる当社または当社の子会社・関連会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p>

	<p>⑤ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>⑥ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>⑦ 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。</p>
<p>新株予約権の譲渡に関する事項※</p>	<p>当社取締役会の決議による承認を要するものとする。</p>
<p>組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※</p>	<p>当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。</p> <p>(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件を勘案のうえ、（注）2に準じて決定する。</p> <p>(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）3、4で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。</p> <p>(5) 新株予約権を行使することができる期間 本新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から本新株予約権の行使期間の末日までとする。</p> <p>(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 本新株予約権の行使により新規発行する株式の発行価額のうち、資本に組み入れない額はないものとし、その全額を資本金に算入する。</p> <p>(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(8) その他新株予約権の行使の条件 「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。</p>

	<p>(9) 新株予約権の取得事由及び条件 (注) 5 に準じて決定する。</p> <p>(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。</p>
--	--

※ 新株予約権の発行時における内容を記載しております。

- (注) 1. 本新株予約権は、新株予約権 1 個につき250円で有償発行しております。
2. 本新株予約権 1 個につき目的となる株式数 (以下、「付与株式数」という) は、当社普通株式 1 株であります。なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割 (当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。) または株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとします。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割 (または併合) の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額を減少を行う場合、その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は調整されるものとします。

3. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げることとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割 (または併合) の比率}}$$

4. 本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合 (新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げることとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の 1 株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとします。

#### 5. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認 (株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議) がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができるものとします。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、「新株予約権の行使の条件」に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができるものとします。

6. なお、2019年 8 月 30 日付で普通株式 1 株につき 50 株の割合で株式分割を行っております。

②【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2019年8月28日 (注) 1	普通株式 21,000	普通株式 116,000 A種優先株式 21,000 A-2種優先株式 37,700	—	18,682	—	—
2019年8月28日 (注) 2	普通株式 37,700	普通株式 153,700 A種優先株式 21,000 A-2種優先株式 37,700	—	18,682	—	—
2019年8月28日 (注) 3	A種優先株式 △21,000 A-2種優先株式 △37,700	普通株式 153,700	—	18,682	—	—
2019年8月30日 (注) 4	普通株式 7,531,300	普通株式 7,685,000	—	18,682	—	—

(注) 1. 株主の請求に基づき、2019年8月28日にA種優先株式を自己株式として取得し、その対価として普通株式を交付しております。

2. 株主の請求に基づき、2019年8月28日にA-2種優先株式を自己株式として取得し、その対価として普通株式を交付しております。

3. A種優先株式及びA-2種優先株式を消却したことによるものであります。

4. 株式分割(1:50)によるものであります。

## (5) 【大株主の状況】

2019年8月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式（自己 株式を除く。）の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
端羽 英子	東京都渋谷区	4,559,600	59.3
A-Fund II, L.P.	2420 Sand Hill Road, Suite 200 Menlo Park, CA 94025	1,025,000	13.3
DACベンチャーユナイテッド・ ファンド1号投資事業有限責任組 合	東京都渋谷区渋谷一丁目2番5号	855,000	11.1
CA Startups Internet Fund 1号 投資事業有限責任組合	東京都渋谷区宇田川町40番1号	375,000	4.9
DBJキャピタル投資事業有限責 任組合	東京都千代田区大手町二丁目2番1号	217,500	2.8
みずほ成長支援投資事業有限責任 組合	東京都千代田区内幸町一丁目2番1号	217,500	2.8
CA Startups Internet Fund 2号 投資事業有限責任組合	東京都渋谷区宇田川町40番1号	180,000	2.3
青柳 直樹	東京都港区	69,600	0.9
A-Fund II Affiliates Fund, L.P.	2420 Sand Hill Road, Suite 200 Menlo Park, CA 94025	65,000	0.9
花村 創史	東京都杉並区	60,000	0.8
瓜生 英敏	東京都練馬区	30,400	0.4
安岡 徹	東京都世田谷区	30,400	0.4
計	—	7,685,000	100.0

## (6) 【議決権の状況】

## ① 【発行済株式】

2019年8月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 7,685,000	76,850	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	7,685,000	—	—
総株主の議決権	—	76,850	—

## ② 【自己株式等】

2019年8月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数 (株)	他人名義所有 株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—



## 2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4【経理の状況】

### 1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第211条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、第2四半期会計期間（2019年6月1日から2019年8月31日まで）及び第2四半期累計期間（2019年3月1日から2019年8月31日まで）に係る四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

### 3. 四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

### 4. 最初に提出する四半期報告書の記載上の特例

当新規上場申請のための四半期報告書は、「企業内容等開示ガイドライン24の4の7-6」の規定に準じて前年同四半期との対比は行っておりません。

## 1 【四半期財務諸表】

## (1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年2月28日)	当第2四半期会計期間 (2019年8月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	234,520	295,919
売掛金	150,865	132,433
その他	27,481	36,186
流動資産合計	412,868	464,539
固定資産		
有形固定資産	20,690	19,749
投資その他の資産	47,069	43,977
固定資産合計	67,760	63,726
資産合計	480,628	528,266
負債の部		
流動負債		
買掛金	50,716	52,837
1年内返済予定の長期借入金	16,668	16,668
未払金	33,515	39,869
前受金	89,904	118,870
その他	42,545	48,588
流動負債合計	233,349	276,833
固定負債		
長期借入金	201,108	192,774
固定負債合計	201,108	192,774
負債合計	434,457	469,607
純資産の部		
株主資本		
資本金	18,682	18,682
利益剰余金	27,488	39,347
株主資本合計	46,170	58,029
新株予約権	—	629
純資産合計	46,170	58,658
負債純資産合計	480,628	528,266

## (2) 【四半期損益計算書】

## 【第2四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第2四半期累計期間 (自 2019年3月1日 至 2019年8月31日)
営業収益	433,475
営業費用	
役員報酬	21,149
給料及び手当	173,763
その他	213,852
営業費用合計	408,765
営業利益	24,710
営業外収益	
受取利息	15
その他	59
営業外収益合計	75
営業外費用	
支払利息	670
為替差損	1,429
上場関連費用	2,000
その他	0
営業外費用合計	4,099
経常利益	20,686
特別損失	
自己新株予約権消却損	4,067
特別損失合計	4,067
税引前四半期純利益	16,618
法人税、住民税及び事業税	1,145
法人税等調整額	3,614
法人税等合計	4,760
四半期純利益	11,858

## (3) 【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当第2四半期累計期間 (自 2019年3月1日 至 2019年8月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前四半期純利益	16,618
減価償却費	7,252
自己新株予約権消却損	4,067
受取利息及び受取配当金	△15
支払利息	670
為替差損益 (△は益)	1,246
売上債権の増減額 (△は増加)	18,431
仕入債務の増減額 (△は減少)	2,121
前受金の増減額 (△は減少)	28,965
前受収益の増減額 (△は減少)	1,767
未払金の増減額 (△は減少)	6,354
長期前払費用の増減額 (△は増加)	△522
前払費用の増減額 (△は増加)	△8,055
未払費用の増減額 (△は減少)	2,223
預り金の増減額 (△は減少)	7,891
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△3,925
その他の資産の増減額 (△は増加)	△2,359
その他の負債の増減額 (△は減少)	△3,059
小計	79,674
利息及び配当金の受取額	15
利息の支払額	△677
法人税等の還付額	805
営業活動によるキャッシュ・フロー	79,818
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△6,469
投資活動によるキャッシュ・フロー	△6,469
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入金の返済による支出	△8,334
新株予約権の発行による収入	629
自己新株予約権の取得による支出	△4,067
財務活動によるキャッシュ・フロー	△11,772
現金及び現金同等物に係る換算差額	△1,246
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	60,329
現金及び現金同等物の期首残高	240,764
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 301,093

【注記事項】

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

※現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおり  
であります。

	当第2四半期累計期間 (自 2019年3月1日 至 2019年8月31日)
現金及び預金勘定	295,919千円
預け金	5,174
現金及び現金同等物	301,093

(株主資本等関係)

当第2四半期累計期間(自 2019年3月1日 至 2019年8月31日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第2四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

(金融商品関係)

金融商品の四半期貸借対照表計上額と時価との差額及び前事業年度に係る貸借対照表計上額と時価との差額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

**【セグメント情報】**

当第2四半期累計期間(自 2019年3月1日 至 2019年8月31日)

当社は、知見プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第2四半期累計期間 (自 2019年3月1日 至 2019年8月31日)
1株当たり四半期純利益金額	1円54銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益金額(千円)	11,858
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	11,858
普通株式の期中平均株式数(株)	7,685,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	新株予約権1種類(新株予約権の数は2,516個) これらの詳細は、「第3 提出会社の状況 1. 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

- (注) 1. 2019年8月9日開催の取締役会決議により、2019年8月30日付で普通株式1株を50株に分割をしております。期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純利益金額を算定しております。
2. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。



## 2 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

2019年10月28日

株式会社ビザスク


取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員

公認会計士

業務執行社員

壹 藤 康 利 

指定有限責任社員

公認会計士

業務執行社員

瀧 野 恭 司 

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第211条第6項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ビザスクの2019年3月1日から2020年2月29日までの第8期事業年度の第2四半期会計期間（2019年6月1日から2019年8月31日まで）及び第2四半期累計期間（2019年3月1日から2019年8月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

## 四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

## 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ビザスクの2019年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上